



基 発 第 4 7 9 号

平成 8 年 7 月 2 4 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等
並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法第 1 5 条第 1 項第 3 号
に規定する鑑定に係る鑑定料等の改定について

労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等については、昭和 5 7 年 4 月 1 3 日付け基発第 2 7 3 号通達（以下「2 7 3 号通達」という。）及び昭和 5 6 年 1 月 2 8 日付け基発第 4 3 号通達（以下「4 3 号通達」という。）、また、労働保険審査官及び労働保険審査会法第 1 5 条第 1 項第 3 号に規定する鑑定に係る鑑定料等については、平成元年 6 月 5 日付け基発第 2 9 7 号通達（以下「2 9 7 号通達」という。）をもってそれぞれ取り扱ってきたところであるが、今般、これらの取扱いを下記のとおり改定し、平成 8 年 7 月 1 日以後に意見書等を依頼したものから適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、2 7 3 号通達、4 3 号通達及び 2 9 7 号通達は、本通達の施行に伴い廃止する。

記

- 1 労働基準監督署長（以下「署長」という。）が労災保険給付に関する決定に当たり専

門医等から意見等を求めた場合の意見書等の費用の取扱いについて

(1) 支出要件

署長が労災保険給付に関する決定に当たり専門医等から意見等を求めた場合の意見書等の費用については、次に掲げる場合に支出できるものとする。

イ 労災保険給付に関する決定に当たり専門医等に対して意見書等を求めた場合（業務上外の認定、治癒の認定、再発の認定、障害等級の認定、傷病等級の認定等保険給付に関する決定の前提となる事項について意見、鑑定等を求めたときがこれに該当する。）

ロ 受診命令に基づき専門医等に対して意見書等を求めた場合

(2) 支出科目

上記(1)のイ及びロに係る意見書等のうち傷病の治癒の認定及び長期療養者の症状の把握の場合については、（項）保険給付費（目）保険給付費より支出することとし、また、(1)のロに係る意見書等のうち業務災害及び通勤災害の認定、障害（補償）年金受給者の障害の状態の確認等の場合については、（項）業務取扱費（目）障害等級等認定庁費より支出する。

(3) 支出額

支出額については、支出要件である上記(1)のイ及びロを一般的医学事項及び特に高度な医学的事項とに区分し、別表１のとおりとする。

なお、特に高度な医学的事項とは、次に定めるものとする。

イ 脳・心臓疾患等疾病と業務又は通勤との因果関係の判断が困難な事案

ロ 神経系統の機能又は精神障害若しくは胸腹部臓器障害に係る傷病等級又は障害等級に係る障害の状態又は程度等についてその判断が困難な事案

ハ その他上記イ又はロに掲げる事案と同程度以上に高度な専門的事項について、鑑定又は意見を必要とすると認められる事案

2 都道府県労働基準局長（以下「局長」という。）が労災補償行政に関し協力を求めた場合について

(1) 支出要件

次に掲げる局長が労災補償行政に関し協力を求めた場合に支出できるものとする。

イ 保険給付に関する決定に当たり、医師に意見、鑑定等を求めた場合（業務上外の

認定、治癒の認定、再発の認定、障害等級の認定、傷病等級の認定等保険給付に関する決定の前提となる事項について、医師に意見、鑑定等を求めた場合がこれに該当する。))。

ロ 行政事件訴訟又は不服申立てに関し、医師、弁護士、その他の専門家に意見、鑑定等を求めた場合（行政事件訴訟に関し、行政側の申請に係る証人として証言する医師等が、事前の打合せ等において行政に協力した場合、行政事件訴訟又は不服申立てに関し、法律解釈、訴訟技術等について弁護士等の意見を求めた場合等がこれに該当する。))。

ハ 学識経験者、医師、弁護士その他の専門家又はこれらの団体に調査、研究、講演、執筆等の協力を求めた場合（医師会、歯科医師会その他の団体に調査等を依頼した場合がこれに該当する。))。

ニ その他行政上の必要により特に協力を求めた場合又は協力があった場合（イ～ハはいずれも専門的立場にある者が協力した場合であるが、保険経済に寄与する情報の提供、通報等必ずしも専門的立場を要しない者の協力を求める場合があり、このような場合がこれに該当する。))。

(2) 支出手続

個々の事案について、支出伺い（行政決裁）を作成することとするが、支出伺いの作成に当たっては、相手方、支出理由、支出金額、支出科目、内訳等必要事項を記載することとする。

また、意見書、鑑定書、報告書等を徴した場合はその写しを、徴しない場合でも復命書あるいは業務日誌等協力があったこと等についての裏付けとなる資料を添付することとする。

(3) 支出科目

支出科目は、業務の性格により区分し、（項）業務取扱費（目）諸謝金より支出することとする。

(4) 支出額

支出額については、別表２の支出金額の範囲内とする。ただし、当該範囲については社会通念上許容される範囲内で、厳密な検討の上、その額を決定するものとする。

3 労働者災害補償保険審査官が労働保険審査官及び労働保険審査会法第１５条第１項第

3号に規定する鑑定等を専門医等に求めた場合について

(1) 支出要件

労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号及び同条第1項第5号に規定する鑑定及び意見書を求めた場合に支出できるものとする。

(2) 支出科目

支出科目は次の各号に定めるものとする。

- | | | |
|---------|-----------|---------------|
| イ 鑑 定 料 | (項) 業務取扱費 | (目) 諸謝金 |
| ロ 意見書料 | (項) 業務取扱費 | (目) 障害等級等認定庁費 |

(3) 支出額

支出額については、支出要件を一般的医学事項及び特に高度な医学的事項とに区分し、別表3のとおりとする。

なお、特に高度な医学的事項とは、次に定めるものとする。

- イ 傷病の業務上外等が争点となっている事案であって、主治医、地方労災医員等の関係医師の医証が対立しているもの等疾病と業務又は通勤との因果関係の判断が困難な事案
- ロ 治ゆ又は再発が争点となっている事案であって、主治医、地方労災医員等の関係医師の医証が対立しているもの等その判断が困難な事案
- ハ 神経系統の機能又は精神障害若しくは胸腹部臓器障害に係る傷病等級又は障害等級が争点となっている事案であって、障害の状態又は程度等について主治医、地方労災医員等の関係医師の医証が対立しているもの等その判断が困難な事案
- ニ その他上記イ～ハに掲げる事案と同程度以上に高度な専門的事項について、鑑定又は意見を必要とすると認められる事案

別表 1

労働基準監督署長が意見を求めた場合

依 頼 者	支 給 要 件	金 額	支 出 科 目		備 考
			(項)	(目)	
労 働 基 準 監 督 署 長	本通達中 1-(1)-イ事案	一般的な医学事項 7,000円 特に高度な医学的事項 20,000円	保険給付費	保険給付費	
	本通達中 1-(2)-ロ事案	一般的な医学事項 7,000円 特に高度な医学事項 20,000円	保険給付費	保険給付費	傷病の治癒の認定及び療養者の症状のは握の場合
			業務取扱費	障害等級等認定庁費	業務上外の認定及び障害補償年金受給者の障害の状態の確認等の場合

別表 2

都道府県労働基準局長が意見等を求めた場合

依 頼 者	支 給 要 件	金 額	支 出 科 目		備 考
			(項)	(目)	
都 道 府 県 労働基準局長	本通達中 2-(1)-イ事案	20,000円 ～ 50,000円	業務取扱費	諸 謝 金	事案の内容及び学識経験、社会的地位等を考慮して決定すること
	本通達中 2-(1)-ロ事案	20,000円 ～ 100,000円			同上、ただし、支給額の範囲で対応できない場合は、本省と協議の上、額を決定する
	本通達中 2-(1)-ハの内 個人に求めた場合	20,000円 ～ 50,000円			事案の内容及び学識経験、社会的地位等を考慮して決定すること
	本通達中 2-(1)-ハの内 団体に求めた場合	50,000円 ～ 200,000円			構成する団体の規模、協力の度合等を充分勘案して決定すること
	本通達中 2-(1)-ニ事案	3,000円 ～ 10,000円			事案の内容の度合等により決定すること

別表 3

労災保険審査官が鑑定等を求めた場合

依 頼 者	支 給 要 件	金 額	支 出 科 目		備 考
			(項)	(目)	
審 査 官	鑑定料	一般的な医学事項 20,000円 特に高度な医学的事項 50,000円	業務取扱費	諸 謝 金	
	意見書料	一般的な医学的事項 20,000円 特に高度な医学的事項 50,000円	業務取扱費	障害等級等 認定庁費	

(参 考)

意見書料等の改定一覧

	内 容	金 額		支 出 科 目		備 考
		新	旧	(項)	(目)	
労 働 基 準 監 督 署 長	意見書料 療養の継続等の判断に 当たり医師に対して求 めた場合	一般的な医学的事項 7,000円 特に高度な医学的事項 20,000円	5,000円	保険給付費	保険給付費	昭和57年4月 13日付け基発 第273号通達
	意見書料 受診命令に基づき、医 師に対して求めた場合	一般的な医学的事項 7,000円 特に高度な医学的事項 20,000円	5,000円	保険給付費 〔傷病の治癒の認定及 び長期療養者の症状 の把握の場合〕 業務取扱費 障害等級等 認定庁費 〔業務上外の認定及び 障害補償年金受給者 の障害の状態の確認 等〕	保険給付費	
都 道 府 県 労働基準局長	意見書料、鑑定料 保険給付に関する決定 に当たり医師に対して 求めた場合	20,000円 ～ 50,000円	10,000円 ～ 20,000円	業務取扱費	諸謝金	昭和56年1月 28日付け基発 第43号通達
審 査 官	鑑定料 一般的な医学的事項	20,000円	5,000円	業務取扱費	諸謝金	平成元年6月5 日付け基発第2 97号通達
	特に高度な医学的事項	50,000円	15,000円			
	意見書料 一般的な医学的事項	20,000円	5,000円	業務取扱費	障害等級等 認定庁費	
	特に高度な医学的事項	50,000円	15,000円			